

# アジア女性基金NEWS



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金) 理事長 原文兵衛／編集・発行=アジア女性基金事務局

TEL.03-3583-9346/FAX03-3583-9347/〒107-0052東京都港区赤坂2-17-42赤坂アネックス

URL;<http://www.awf.or.jp> e-mail;info@ awf.or.jp/郵便振替口座番号 00180-3-71164



▲「フォーラムイン東京」を国連大学国際会議場にて開催

## CONTENTS

みんなで一緒に考えよう 東京、北海道でフォーラム開催	2	約90名の方々に「償い金」などをお届け	5
人身売買にNO タイで国際会議	3	オランダで事業開始	5
国連人権委員会作業部会委員長が講演	3	「政府調査『従軍慰安婦』関係資料集成」刊行	6
講演一ボスニア・ヘルツェゴビナの女性は	3	韓国事業について	6
暴力や性的虐待は被害者個人の問題ではない	4	募金総額約4億8300万円	7
メンタルケアでセミナー開催	4	拠金者のメッセージ	7
「援助交際」—女子高校生の意識調査から何が見えるか	5	アジア女性基金のあゆみ	8
98年NGO支援は30件	5	役員(98年12月現在)	8

## みんなで一緒に考えよう 東京、北海道でフォーラム開催

### ●国連人権小委員会の現場から

11月10日、国連大学国際会議場において、アジア女性基金主催のフォーラムを開催いたしました。

今年が世界人権宣言採抲の50周年にあたることもあり、基調講演には横田洋三氏(東京大学法学部教授、国連人権小委員会代理委員)をむかえ、「国連における『慰安婦』問題審議の状況」についてお話しいただきました。横田氏は、特に最近話題になった人権小委員会の「マクドゥーガル報告書」をとりあげ、その性質、国連における位置づけなどを、図解資料を用いながら説明くださいました。また、この報告書で述べられた、「慰安婦」問題に関する法的解釈について紹介くださいました。

引き続き、「女性と人権—アジア女性基金の取組み」と題してパネルディスカッションを行いました。パネリストとして橋本ヒロ子氏(十文字女子学園大学助教授)、和田春樹氏(東京大学名誉教授)、前述の横田氏、そしてアジア女性基金専務理事である伊勢桃代事務局長を進行役として、報告と議論を行いました。

橋本氏は、アジア女性基金がバンコクにて開催した「女性の人身売買と国際的移動に関する国際会議」から帰国された直後であり、この会議の報告を中心に、アジア女性基金の今日的な女性の問題への様々な取組み、その趣旨について説明くださいました。

和田氏は、アジア女性基金の元「慰安婦」の方々への償

い事業、フィリピン、韓国、台湾、インドネシア、オランダでの事業の歩みについてお話くださいました。特に韓国の被害者に対する基金事業が一時ストップを余儀なくされている現状を説明し、被害者がおかれていた困難な状況について理解を求めました。

会場には学生の姿が多く見られ、熱心な質問がなされました。また、実際に被害者を支援する運動家として発言された方、一主婦の立場で意見を述べられた方などがおられ、多様な参加者を反映して、貴重な意見交換の場となりました。

8月の国連人権小委員会の審議状況を説明する横田洋三東大教授▶



▲会場には多くの学生の姿が見え、熱心な質問を行った

### ●償い事業について報告会

11月25日、「フォーラムイン札幌」を札幌市内のホテルで開催し、「アジア女性基金と直面する問題」について、事業報告とパネルディスカッションを行いました。

伊勢事務局長は、開会の挨拶のなかで「元『慰安婦』の方々への償い事業について、みんなで考えていく」と呼びかけました。

基金の呼びかけ人で運営審議会委員の和田春樹・東京大学名誉教授が、基金のあゆみとこの3年間の償い事業について報告しました。

和田先生の報告の後に行われたパネルディスカッションには、参議院議員の竹村泰子さんと青木隆直北海道新聞社外報部次長らが加わりました。

竹村泰子議員や青木記者は、「韓国では、日本に対する不信の延長線で、せっかくの基金の中身が知られておらず、逆に反発を呼ぶ結果になっている。もっと、中身の議論をすべきだ」と提起しました。

また、竹村議員は、先のバンコックの国際会議にふれて、「基金が償い事業だけではなく、今日の女性問題に積極的に取

り組んでいることを高く評価したい」と述べ、償い事業についての政府の積極的な関わりと歴史の究明の必要性について提起されました。

遠くは、稚内や釧路から参加された方々から「このような会を開いてもっと知らせてほしい」との要望や意見が寄せられました。

進行役の伊勢事務局長は、「皆さんの意見は、役員の方々や政府にしっかりと伝えます」と述べました。



▲償い事業について報告する和田春樹東大名誉教授

## 人身売買にNO タイで国際会議

アジア女性基金では11月3-4日の両日、バンコクの国連会議場で「女性の国際人身売買」についてのアジア地域会議を国連機関、タイ政府などと開催しました。参加者は、アジア地域15ヶ国の政府関係者と被害者の支援をしているシェルター、カウンセラー、弁護士等を含むNGO団体から70名が集まりました。

共催団体を代表して、モイ国連アジア太平洋経済社会委員会事務局長は、「アジアの経済混乱により、各国で貧困や失業はより深刻さを増し、そのため女性や少女に対する売買や性的搾取は増加している。被害者への多面的なアプローチ、取り引き防止の国境を越えた国際的な取り組みが必要である」と強調しました。日本からは、女性の人権と少数者の権利に長年取り組んでこられた、参議院総務委員会委員長の竹村泰子議員他5名が参加しました。

アジアでの国際会議としては、異例のことですが政府とNGO関係者の双方が対等に参加しました。被害者に対して、政府は人身売買をどのように国境で防止するかに多くの関心があり、支援団体は被害者の保護により多くの力をそそいでいます。しかし会議では双方ともお互いの協力なくしては、国際的な人身売買を防止することは出来ないと認識で各分野を補いあい、より効果的な対応を模索しました。

今回初めて参加した中国のNGOシェルターで働くカウンセラーは、英語があまり得意ではありません。そのためバンコクに到着後、翌日の朝食や出発時間について、漢字を書いて説明しました。「朝食はホテル代に含まれているので支払は不要」の意味で「朝食金不要」と書いて説明しました。大

いに「漢字語」で話し合ったつもりでしたが、我々の「漢字語」が理解されたのではなく、英語の案内で理解していたことが判明し、中国の英語教育も日本と同じで「会話」より「読み書き」を重視していると変なところで教育制度への理解が深りました。この参加者は、会議中政府の若い男性役人を通訳代わりに参加者と積極的に「会話」して、バンコクですでに「官」と「民」の協力が実現しました。

最後にこの会議で「女性の国際人身売買」問題は、アジア地域の各國政府にとって、現在、経済危機に続いて最も緊急に対応を必要とする問題との認識で一致しました。今後、支援団体との協力をどのように各国内で実現するかが大きな課題とされ、国内、二国間あるいは地域の国際的な試みを促す、8頁にわたる「女性の国際人身売買撲滅・バンコク合意とその行動計画」を採択して終了しました。



▲アジア女性基金は、発足以来3年間、国際機関やアジア各國の政府、海外の専門家やNGOと協力しながら、国際会議を開催している。11月、タイのバンコクでは「女性の人身売買と国際的移動」に関する国際会議を行った

## 国連人権委員会作業部会委員長が講演

4月6日、東京都内のホテルで、人権問題の専門家であり、国連人権委員会現代奴隸制作業部会委員長のハリマ・E・ワルサジさんが来日され、基金と共に「人権と女性」と題して講演を行いました。

ワルサジさんは、参加者との意見交換の折り「日本政府は今日的な問題に力を入れて、力強くアピールしてほしい」と述べました。

この講演会の進行と通訳をしてくださった東京大学教授の横田洋三先生には、たいへんわかりやすい通訳と解説をほどこしていただき、ワルサジさんとともに、横田先生に対しても参加者一同から感謝の大きな拍手がおくられました。

## 講演—ボスニア・ヘルツェゴビナの女性は

ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争下における女性への性暴力について、元国連のD・パティチさん(元国連のD・パティチさん)が東京・大阪で講演。「紛争で犠牲になるのは女性。あらゆるレベルの努力をすべきでそのためのアクションプログラムが必要」と訴えました。(東京9月7日、大阪9月10日)

「武力紛争下における女性の人権」について  
講演するパティチさん(大阪9月10日)▶



## 暴力や性的虐待は被害者個人の問題ではない

1995年国連が開催した第4回世界女性会議（北京会議）では、「女性の人権」に焦点があてられましたが、中でも「女性に対する暴力」の問題は、国籍・文化・宗教・政治体制を超えてどこの国でも非常によく似た状況であり、国境を越えて取り組んでいかなければならない、世界の女性たちと共に通じる人権問題であるということが確認されました。

この北京会議をきっかけに国内外で様々な活動が行われています。日本ではまだ、暴力や性的虐待に対するサポート体制が確立されているとはいえないが、この問題を「被害者個人の問題」とせず「社会問題」として捉え、ネットワークを確立していく動きもできました。

10月30日には、東京で政府主催の初めての性暴力関係のシンポジウムも開かれました。

アジア女性基金でも、今日的女性問題に取り組む事業の一環として、様々なカウンセリングに関連した活動を行っています。

今年度の事業としては、「相談員研修ハンドブック」の作成、東京の家庭問題情報センターを通じた電話相談を

始め、相談の場で再び二次的被害や苦情を生まない相談事業のあり方の検討を始めました。また、ドメスティック・バイオレンス、レイプ、ストーカー、セクシャルハラスメントなど、問題の種別に応じた相談窓口とその利用方法をわかりやすく解説した「家庭内暴力・性的虐待等に悩む女性のための全国公共機関利用ガイド」（仮題）の作成に取りかかっておりまます。

まもなく、「夫やパートナーからの暴力」への具体的な対応を考えるマニュアルが出来ます。暴力の被害を受けている人が身を守るために参考になればと考えます。来年2月には、暴力や性的虐待による外傷後ストレス障害（PTSD）に関する治療や相談を受けにきた女性たちへのサポートのあり方について、講演会やセミナーを行います。

（関連記事参照）

アジア女性基金では、これまで、暴力や性的虐待に悩む女性たちを支援していくための事業を行ってきましたが、今後もこれらの活動に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

## メンタルケアでセミナー開催

夫や恋人からの暴力、セクシャル・ハラスメント、レイプ、性的虐待などによって、心に深い傷を受けた女性たちの多くは、外傷後ストレス障害（PTSD）による様々な悩みを抱いているといわれます。

メンタルケア・セミナーでは、被害を受けた女性たちが治療や相談の場で再び精神的な打撃を受けることがないように、当事者の立場にたったサポートのあり方について考

えてみたいと思います。

カナダでの取り組みや日本の現状と課題についてシンポジウムを行うとともに、カナダで実践されているプログラムに基づき、スキルトレーニングを実施します。

警察・病院・学校・福祉事務所・女性センターなど、被害当事者やその周囲の人から相談を受ける機会の多い方を対象にした実践的なセミナーです。ふるってご参加下さい。

### 東京会場

#### ～シンポジウム～

日時：2月20日（土）

13:00～16:30（12:30より受付開始）

会場：東京ウィメンズプラザ 視聴覚室

住所 東京都渋谷区神宮前5-53-67

電話 03-5467-1711（代）

参加費：無料

定員：100名 ※同時通訳あり

#### ～スキル・トレーニング～

日時：2月21日（日）22日（月）23日（火）

10:00～17:00

会場：東京国際フォーラム

G602会議室（ガラスホール棟）

住所 東京都千代田区丸の内3-5-1

電話 03-5221-9040

参加費：無料

定員：1日25名（先着順） ※逐次通訳あり

### 大阪会場

#### ～シンポジウム～

日時：2月26日（金）

17:30～21:00（17:00より受付開始）

会場：毎日新聞オーバルホール

住所 大阪市北区梅田3-4-5

電話 06-346-8357（当日のみ）

参加費：無料

定員：100名 ※同時通訳あり

#### ～スキル・トレーニング～

日時：2月27日（土）28日（日）3月1日（月）

10:00～17:00

会場：大阪府社会福祉会館

（27日 第3会議室、28日・1日 第1特別室）

住所 大阪府中央区谷町7-4-15

電話 06-762-5681（代）

参加費：無料

定員：1日25名（先着順） ※逐次通訳あり

## 「援助交際」—女子高校生の意識調査から何が見えるか

基金でハンドブック作成 全国の高校から問い合わせが相次ぐ

東京学芸大学の福富護教授を代表とする研究グループが、2年にわたりアジア女性基金の助成により行った調査・研究報告『『援助交際』に対する女子高校生の意識と背景要因』は、マスコミに大きく取り上げられるほど反響を呼んでいます。

この度、この膨大な報告書をわかりやすく要約した「『援助交際』について考えるためのハンドブック—女子高校生意識調査レポートから」(ハンドブックの写真)が作成されました。

このハンドブックでは、東京の女子高校生へのアンケート調査をもとに『援助交際』の実態や背景要因を明らかにし、それらが内包する社会的問題に家庭や学校がどのように対

処すべきかの指針を提示することに努めました。『援助交際』を生み出す環境、女子高校生の心の動きや社会とのつながり、女子高校生にとっての「男女平等意識」について、調査し考察しています。

基金では、女子高校生の『援助交際』の予防、男女平等意識の形成に役立てていただくことを願い、全国の高校や教育機関などに配布しました。



▲ハンドブック

## 98年 NGO支援は30件

女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を發揮できる社会の実現を目的として、アジア女性基金では、さまざまなグループ・団体の活動を支援してきました。

今年は、フェミニストセラピイ研究会「女性と暴力—援護者ハンドブック」の翻訳出版事業や女性の人権ネットワーク「女

性の人格権侵害の実態調査とそれに基づく救済プログラム開発」など30件に決定しました。

99年度前期申請募集は3月15日締切り(審査会は4月中)、後期申請募集は8月末日締切ります。くわしい募集要項の請求、お問い合わせは、事務局までお電話かFAXでご連絡ください。

## 約90名の方々に「償い金」などをお届け

アジア女性基金は、今までに、約90名の元「慰安婦」の方々に「償い金」などをお届けしました。新聞広告などで「事業」のお知らせをし、それぞれ実施に入った韓国、台湾、フィリピンの方々です。これらの地域で必要な手続きを終わった方々から順次、この人数の方々にお届けしました。どの地域でいつ何人に実施したかについては、アジア女性基金は、ご本人たちの希望とそのプライバシーを守ることなどのため、

当面、公表を差し控えております。

実施開始は、フィリピンが1996年8月、韓国が97年1月、台湾が同年5月です。各國政府・当局あるいは政府・当局による公認機関の認定を受けた元「慰安婦」の方々それぞれからアジア女性基金に対し受取意志が示されれば、事業をお届けするとの態勢をとっています。申請・実施期間は各國・地域の事業開始時期から5年としています。

## オランダで事業開始

### オランダにおけるアジア女性基金事業についての事業実施委員会との覚書締結

7月16日、基金は、オランダのハーグにおいて、オランダにおける事業の実施に関する覚書をオランダ側「事業実施委員会」と取り交わしました。

基金は、オランダにおいて、いわゆる「従軍慰安婦」問題に関する日本の償いの気持ちを表すための事業としてどのような事業が適当であるか、約2年にわたり旧オランダ領東インドにおける戦争被害者団体である「対日道義的債務基金」と協議を行ってきました。この事業は、オランダ側において設立された「事業実施委員会」が基金

から拠出される資金を使用して、同委員会がこの事業の主旨に照らして適切と認める対象者の方々に



▲事業実施に関する覚書に署名する、「事業実施委員会」のハウゼー元将軍(右側)と山口達男副理事長(左側)

対し、その生活改善に資する医療・福祉分野の財・サービスを提供することとしています。

基金としては、この事業が、2000年の日蘭交流400周年に向けて、日蘭両国民の和解と友情の一層の増進に寄与することを期待します。

#### 覚書概要

##### 1、事業の目的

いわゆる「従軍慰安婦」問題に関する日本の償いの気持ちを表すために、事業対象者の生活の改善・向上に資する事業を行う。

##### 2、事業の実施主体 事業実施委員会

戦争犠牲者の支援、救済を行ってきた実績を有する団体関係者などから構成される法人格を持った団体。

##### 3、事業の実施期間 3年間

尚、この事業の署名に際し、橋本総理（当時）より、コック蘭首相に対し、この事業実施の意義に言及しつつ、「従軍慰安婦」問題に関するお詫びと反省の気持ちを表明する総理の書簡が送されました。

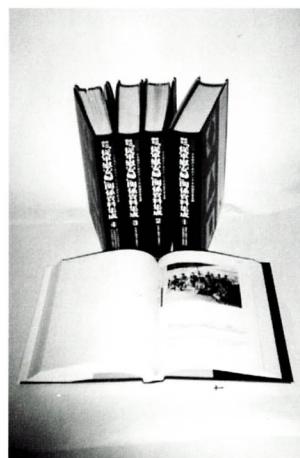
#### 4、事業対象者

当時オランダ国籍を有していた方で、事業の目的に照らし、事業実施委員会が事業対象者として適当と思われる方。

#### 5、事業内容

- (1) 事業対象者に対し、本人の実情と要望を考慮しつつ、その生活改善に資する医療・福祉分野の財・サービスを提供。
- (2) 基金は、事業実施に必要な資金として、総額2億5500万円を限度とする額を事業実施委員会に供与する。

## 「政府調査『従軍慰安婦』関係資料集成」刊行



基金が編集した『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』全5巻全てが刊行されました。

これは、アジア女性基金の事業の一つである「歴史の教訓とする事業」の一環として、96年から企画、進行していたもので、いわゆる「従軍慰安婦」問題についての政府調査の結果各政府機関から出された資料及び海外公文書館の資料約300

件が影印版（原文書のままの形）で収載されています。

各巻の資料の概要説明を第5巻にまとめました。

この「資料集成」は各図書館などに配布しました。

#### 【全5巻の構成】

- 第1巻 警察庁関係公表資料、外務省関係公表資料
- 第2巻 防衛庁関係公表資料・上
- 第3巻 防衛庁関係公表資料・下
- 第4巻 国立公文書館、大英帝国戦争博物館所蔵資料、厚生省関係公表資料
- 第5巻 各巻資料の概要紹介、米国国立国会図書館所蔵資料

お申し込みは龍溪書舎へ。 電話03-3554-8045（代）

## 韓国事業について

#### 一層、理解を求めていく姿勢

韓国での償い事業は、「慰安婦」被害者の意思にそって所期の「償い金」等のお届けを進められるように両国政府間の「話し合い」に期待しています。

韓国政府は98年5月7日に、元「慰安婦」への「支援金」を実施、その受け取りにあたって日本の「基金」を受け取らないという誓約書を求めました。また、すでに「基金」を受け取った被害者については韓国政府の支援金を支給しませんでした。政府支援金は一時金の形で一人3150万ウォン、これに挺対協（韓国挺身隊問題対策協議会）の募金をのせて支給。「基金」を最初に受け取った7人には、「基金」へ挺対協を通じて返還する同意覚書を求めました。

この支援金支給に対して、「基金」は「声明」（\*別項）を出した。「基金」受け取らないよう強制しないように、7人

を差別扱いしないように、さらに「基金」と韓国「支援金」は並立できるものであり、それが被害者のためになる、との主旨でした。

#### 理事長から金大中大統領に書簡

「基金」は6月中旬、「声明」の趣旨を書簡として金大中大統領あてに届けました。これに対して韓国政府側から「基金」に、一時金支給方式を転換し歴史の教訓にする事業を行うように（例として慰靈碑、記念館の建設）伝えられましたが、アジア女性基金においては、事業を受取たいとの意思を示す元「慰安婦」の方がいれば、元「慰安婦」個人の意志を尊重し事業を実施するとの基本方針を維持しつつも、同時にアジア女性基金として今後如何なる対応を行っていくべきであるか様々な観点から検討を行っているところです。

## 韓国政府の支援金支給にあたって

- 1、報道によれば、アジア女性基金の事業を最初に受け止められた7名のハルモニたちは、基金事業を返還しない限り、韓国政府の支援金支給対象からはずされることが明らかとなりました。これは大きな衝撃を私たちに与えました。日本政府と国民のおわびと償いの気持ちを受け止め、基金事業を受け入れられた最初の7名のハルモニたちはこれまで民間団体から故のない差別と非難にさらされてきましたが、ここにおいて韓国政府の支援金支給にあたって特別の条件が付されたことは、韓国政府からも差別待遇を受け、日韓の狭間で解決不能な苦しみの中に突き落とされることになります。これはまことに遺憾なことであると言わざるをえません。
- 2、また、韓国政府からの支援金支給にあたって、ハルモニたちにアジア女性基金を今後受け取らないとの誓約書を書かせるとのことです。それはハルモニたちにアジア女性基金を今後受け取るなど国家が強制するにひとしく、人権の新たな侵害にならないでしょうか。もしもそのようなことがなされるのであるなら、このたびの措置は、韓国政府がアジア女性基金の事業を否定するものと考えざるをえず、アジア女性基金としては、韓国政府からその根拠について正式な説明をうかがいたいと思います。
- 3、アジア女性基金の事業は、日本政府と国民が協力して、道義的

な責任の意識から実施しているものであり、その提案が最終的な国家補償要求からすれば不十分ではあるとしても、日本政府と国民からのお詫びと償いの気持ちとして、この事業を受け止めようと決断したハルモニたちに実施するものであります。今年1月の新聞広告以後、新たに連絡される方々に対しても、基金は事業を広く実施出来る体制に入っています。ハルモニたちのお考えからすれば、このたびの韓国政府の支援金支給とアジア女性基金の事業実施とは矛盾するものではなく、並行して行えるものであり、かつ並行して行うことがもっと現実的で、矛盾や苦しみのない行き方だということができます。韓国政府の支援金支給をアジア女性基金の事業と対立的に実施することは、不必要で不当な苦しみをハルモニたちにもたらす結果となります。

4、これからでも遅くはありません。私たちは、金大中大統領の英断により、ハルモニご本人の意思を尊重するという原則にたって、韓国政府の配慮と日本国民の償いの意志を共に生かす道を見いだしてください。よろしくお願いします。

1998年5月7日

財團法人 女性のためのアジア平和国民基金  
理事長 原 文兵衛

## ※募金総額 約4億8300万円

### 基金に拠金してくださった



### 皆様からのメッセージ

- 少額ですがお送りします。私達の気持ちが一人でも多くの方に届くことを、心より願っています。  
(栃木県黒羽町・女性)
- 4回分出張の日当です。いつも少額ですが、お役に立ててください。  
(東京都大田区・男性)
- 少しですが、継続していきたいと思っております。  
(東京都大田区・男性)
- ときどき新聞で関連記事を読みます。貴基金の努力がなかなか結実しないようで悩んでしまいます。時間が必要だとも思いますが、やはりもう時間がないのも現実です。  
(東京都・男性)
- 少しばかりですが、よろしくお願ひいたします。被害者の方々のお心に安らぎがありますように。  
(神戸市・男性)

- 少額ですが、お役に立てば幸いです。お金の問題ではないことはわかっていますが、少しでもかの人たちの救いになればと願っています。  
(栃木県・女性)
- 朝日新聞・論壇を拝見いたしました。慰霊碑建設については反対いたしません。ただし本人へお金を渡すことがどうしていけないのか、話し合いの努力を続けてください。話し合いながら進めていくことは大切だと思います。  
(東京都・男性)
- 今後とも送金者一人ひとりの気持ちが相手に伝わるよう、がんばってください。必ず彼女たちに伝わるもの信じています。少額ではありますが毎月つづけていこうと思っています。善隣友好のため他の方法でも色々と努力していくうと思っています。  
(東京都・男性)



アジア女性基金ホームページ;<http://www.awf.or.jp>

アジア女性基金Eメールアドレス;[info@awf.or.jp](mailto:info@awf.or.jp) / [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

# アジア女性基金のあゆみ

## 発足の経緯

### 1992年

7月 政府が「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」（第1次調査）を公表

### 1993年

8月 政府が「いわゆる従軍慰安婦問題について」（第2次調査）を発表。河野官房長官が「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」を発表

### 1994年

8月 村山総理が「内閣総理大臣の談話」で、いわゆる従軍慰安婦問題について改めて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を述べて、幅広い国民参加の道を追求する考えを表明  
9月 与党3党（自民、社会、さきがけ）、戦後50年問題プロジェクト発足  
10月 同プロジェクト・従軍慰安婦問題等小委員会で検討に入る  
12月 同小委が第1次報告

### 1995年

6月14日 五十嵐官房長官が、女性のためのアジア平和友好基金（仮称）の事業内容、政府の取り組みについて発表  
7月18日 呼びかけ人及び「呼びかけ文」、村山富市総理「ごあいさつ」発表

## 基金発足後のあゆみ

### 1995年

7月19日 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）が発足、東京都港区に事務所開設  
8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解  
8月15日 新聞などで呼びかけを行い、募金活動を開始  
9月22日 募金総額5000万円  
12月 6日 募金総額1億円を超える  
12月 8日 アジア女性基金を財團法人として設立許可（総理府・外務省共管）  
12月25日 アジア女性基金への寄付が指定寄付金等に指定され官報に公示

### 1996年

3月 8日 募金総額が2億円を超える。テレビ情報番組で基金広報、募金力を求める

4月18, 19, 20日 札幌、旭川、帯広で道民フォーラム開催

6月13日 募金総額4億円を超える

7月19日 韓国、フィリピン、台湾について償い金一律200万円、医療福祉支援事業について7億円規模の実施を決定

8月5, 6日 「女性の人権について」国際フォーラムを東京で開催、11日に京都で開催

8月14日 フィリピンで認定された4人の元「慰安婦」の方に「総理の手紙」・「償い金」をお届け。フィリピン、東京で記者会見

9月11日 東京・新宿区内で、アジア女性基金の活動についての報告集会

10月初旬 初旬 フィリピンに「アジア女性基金に関する委員会」正式発足

10月22日 「慰安婦」関係資料委員会発足

11月29日 アジア女性基金の活動についての大坂報告集会

### 1997年

1月11日 韓国で7人の元「慰安婦」の方々に「償い金」等のお届け実施。東京での記者会見で公表  
1月15日 フィリピン政府（社会福祉開発省）との間で医療・福祉支援事業を実施するため覚書締結  
3月25日 インドネシア政府（社会省）との間で高齢者社会福祉事業支援の覚書締結  
5月 2日 台湾で「償い金」等の事業内容と事業の開始について新聞広告掲載。台北市と東京で記者発表  
11月6, 7日 マニラで「子供買春」国際フォーラム

### 1998年

1月 6日 韓国で「償い金」等の事業内容について紹介した新聞広告掲載  
1月 9日 インドネシアにおいて高齢者社会福祉事業の初年度分施設が完成、メダン（北スマトラ）で開所式  
4月 6日 ハリマ・E・ワルザジ国連人権小委員会奴隸制作業部会委員長「人権と女性」講演会を開催  
7月16日 オランダ事業実施委員会と覚書に署名  
9月7, 10日 東京、大阪にて、ドニア・バスティチ氏「武力紛争下の女性の人権」講演会を開催  
11月3, 4日 「女性の人身売買と国際的移動（Trafficking in Women）」（仮説）に関する国際会議をバンコク（タイ）で開催  
11月10日 国連大学で「アジア女性基金フォーラムイン東京」開催  
11月25日 北海道で「アジア女性基金フォーラムイン札幌」開催

## 基金の呼びかけ人、役員、運営審議会委員

### ●呼びかけ人

赤松 良子	元文部大臣	岡本 行夫	国際コンサルタント	鶴見 俊輔	評論家
芦田碩之助	前日本労働組合総連合会会長	加藤 タキ	コーディネーター	野田 愛子	弁護士
衛藤 潤吉	東洋英和女学院院長	下村 満子	ジャーナリスト	野中 邦子	弁護士
大来 寿子		鈴木 健二	熊本県立劇場館長	荻原 延壽	歴史家
大鷹 淑子	元参議院議員	須之部量三	元駐韓国大使	山本 正	日本国際交流センター理事長
大沼 保昭	東京大学教授	高橋 祥起	政治評論家	和田 春樹	東京大学名誉教授

### ●役員

理事長	原 文兵衛	前参議院議長	理事	大鷹 淑子	元参議院議員
副理事長	金平 輝子	前東京都副知事		笛森 清	日本労働組合総連合会事務局長
副理事長	山口 達男	元駐シンガポール大使		佐藤 康英	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
専務理事・事務局長	伊勢 桃代	前国連研修人事政策部長		下村 満子	ジャーナリスト
理事	有馬真喜子	ジャーナリスト		宮崎 勇	元経済企画庁長官
	石原 信雄	元内閣官房副長官		橋本 豊	大妻中野高校常任理事
	衛藤 潤吉	東洋英和女学院院長			

### ●運営審議会委員

委員長	橋本ヒロ子	十文字学園女子大学助教授	中嶋 滋	全日本自治団体労働組合国際局長
副委員長	野中 邦子	弁護士	林 陽子	弁護士
	斎庭 孝典	杏林大学教授	山口 達男	元駐シンガポール大使
	後藤 乾一	早稲田大学教授	横田 洋三	東京大学教授
	高崎 宗司	津田塾大学教授	和田 春樹	東京大学名誉教授